

マイナンバーカード申請受付のお知らせ

マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方（マイナンバーカードをこれから取得される方も含みます）に最大5,000円相当のポイントが付与されます。

※2021年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ、20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合（最大5,000円までポイント付与を受けていない方）は、2022年1月1日以降も引き続き、上限（5,000円相当）までポイントを受けることができます。

マイナンバーカードの申請がお済みでない方は、ぜひこの機会にお申込みください。

QRコード付きの交付申請書とスマートフォンがあればご自身で申請できます。ご自身での申請が困難な方は、役場住民税務課及び各振興センターでも申請を受け付けていますので、ご来庁ください。

また、下記のとおりマイナンバーカードの日曜日出張申請受付を行います。申請に必要な写真は無料で撮影しますので、ご家族そろってお越しください。

受付日時	受付場所
3月13日(日) 午前9時から午後4時	中央公民館 ロビー

【ご持参いただくもの】

- ・通知カードもしくは個人番号通知書（令和2年5月25日以降にお生まれの方等）
- ・個人番号カード交付申請書
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（15歳未満の方の申請には法定代理人の本人確認書類も必要です）
例 運転免許証+健康保険証
健康保険証・各種受給者証・母子健康手帳のうち2点
療育手帳もしくは障害者手帳+健康保険証 等



◆◆ マイナポイントとは ◆◆

マイナンバーカード受取り後に、申込みされたキャッシュレス決済サービスに対するチャージやお買い物で、最大5,000円相当のポイントがもらえます。令和4年6月頃から、マイナンバーカードの健康保険証利用登録で7,500円相当、公金受取口座の登録で7,500円相当のポイント付与も予定されています。

令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請した方が付与対象者となります。

コンビニ交付サービス運用停止のお知らせ

下記の期間において、システム変更に伴う作業実施のためコンビニ交付サービスの運用を停止しますので、コンビニ等での各種証明書の発行ができません。大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承ください。

この期間に必要な証明書は役場または、各振興センターで申請してください。

また、下記期間中は、役場及び各振興センターに設置の「らくらく窓口交付」も停止します。

●運用停止期間

令和4年4月29日(金)午前6時30分から令和4年5月31日(火)終日まで

※利用開始は、令和4年6月1日(水)午前6時30分からです。

●対象となる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書



お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 住民窓口係 担当：築山・入木 電話(0868)54-2985